

《フィットネスクラブ会員規約》

第1章 総 則

第1条 (名称)

本クラブは フィットネスクラブ ペアーレ VIE と称します。(以下本クラブ) と称します。

第2条 (所在地)

本クラブは〒376-0046 群馬県桐生市宮前町 2-12 に置きます。

第3条 (運営・管理)

本クラブの運営は株式会社ノヴァコーポレーションが行います。

第4条 (目的)

本クラブの会員がクラブ内の諸施設を利用して心身の健康維持・増進を図ると共に会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第2章 会 員

第5条 (会員)

本クラブの会員は、本規約及び、本クラブが定めることを遵守することとします。

第6条 (会員資格)

本クラブに入会できる方は中学校三年生以上の方で本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方とします。

刺青者、及び暴力団関係者ではない方。

別途定める会費を遅滞なく納めている方。

第7条 (会員の種類)

本クラブ会員種別・料金は別途これを定めます。但し、必要に応じ会員種別を変更する場合があります。

第8条 (会員証の発行)

本クラブは全ての会員に対して会員証を発行します。

会員証は会員本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡はできません。

会員は本施設利用時には、常に会員証を提出するものとします。

会員証紛失時には直ちにフロントに届け出、再発行を受けるものとし、手数料は別途定めます。

会員証は退会、除名に際し、本クラブに返却するものとします。

第3章 入会・退会・休会

第9条 (入会手続き)

本クラブへの入会は、所定の申し込み手続きを行い本クラブの承認を得た上、定める会費、入会諸費用をお支払いいただきます。

未成年の場合は本人と保護者の連盟で申し込み手続きをします。

健康申告書、及び規約同意書を提出しなければなりません。又、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

第10条 (入会金等)

入会金、会費等は別に定める金額とし、納入された入会金、会費等は理由を如何を問わず返還しません。

当クラブは会員が支払うべき諸料金を、社会、経済情勢に応じ、変更できるものとします。

第11条 (会員資格喪失)

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格を喪失します。

会員本人より、所定の退会届書類提出があったとき。

会員本人の死亡、失踪宣言をうけたとき。

第5章。第19条に従い、本クラブ施設を閉鎖したとき。

第12条 (除名、資格の一時停止)

本クラブの定める会費、諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(退会以前の会費、諸費用は全て納入していただきます。)

本クラブの施設を故意に破損したとき。

本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。

伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

第13条 (会員資格の譲渡、名義変更)

会員資格はこれを譲渡することはできません。

会員名義変更は、これを認めないものとします。

第14条 (休会)

原則として月の途中からの休会は認めません。

各月の10日 (10日が休館日の場合翌営業日) までに本クラブに所定の休会届を提出することにより休会する事ができます。一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出する事により延長が可能です。(最長1回につき連続1年間まで。)

第15条 (コース変更)

各月の10日 (10日が休館日の場合翌営業日) までに本クラブに所定のコース変更届けを提出する事により翌月から変更が可能になります。

第 16 条 (退会)

各月の 10 日 (10 日が休館日の場合翌営業日) までに本クラブに所定の退会届を提出することによりその月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受けられません。10 日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。尚、本クラブが退会届を受理しないかぎり会費支払い義務は発生するものとします。

第 4 章 会員の権利・義務

第 17 条 (会費)

会員は別途定める会費を延滞なく納入しなければなりません。

第 18 条 (会費他の支払い方法)

会費の支払い方法は、初回手続きの際、入会金、入会手数料、年会費、2 ヶ月分の会費を現金で納入し、3 ヶ月目からは本クラブ指定金融機関の会員口座からの自動引落としとします。
月会費は口座自動振り替えにし、毎月 1 日に当月分会費を引き落とすものとします。
会費振り替え不能時は、毎月該当月の 15 日までに支払います。
会費が支払われない場合は除名、資格の一時停止を適用します。

第 19 条 (施設の利用及び事故)

会員は自己責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
会員が本施設を利用する際は会員証を提示することとします
本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブに故意または重過失がない限り、責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
会員は本クラブにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。
本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第 5 章 付則

第 20 条 (ビジターの利用)

本クラブは会員の同伴・紹介、または身分証明書確認の上、規約内容にご承諾頂いた会員以外の方 (以下ビジター) に利用を認めることがあります。
ビジター料金は別途これを定めます。
会員は同伴したビジターの本施設内における行為・支払い等一切について、連帯責任を負います。
中学校三年生未満のビジター利用は認めないものとします。
ビジターの利用施設はフリー会員と同様とします。

第 21 条 (施設の閉鎖・利用期限)

本クラブは協議の上、下記の内容に該当する場合、予告なしに本施設を全部もしくは一部を閉鎖、利用期限を行う場合があります。
天候・災害・その他により、開館が不可能と認められる場合。
本施設の改修・保守・点検等、やむを得ないとき。
本クラブの主催する特別行事を開催するとき。
法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。経営上、必要と認められたとき。

第 22 条 (免責事項)

会員・ビジターにおいて、本施設利用時、本施設の安全性の維持管理不備ないし構造上の問題により生じた事故以外について本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

第 23 条 (会員の損害賠償責任)

会員の本施設利用の際、会員の責に帰す事由により、本クラブ・第 3 者に損害を与えた場合、速やかに賠償の責を任ずるものとし、同伴したビジターに関しても、連帯して同様の責に任ずるものとします。

第 24 条 (変更事項の届出)

会員は住所・連絡先等、入会申込書・口座振替依頼書記載の内容に変更があった場合、遅滞なく本クラブに届ける義務があります。

第 25 条 (運営介入の禁止)

会員はもとより、第 3 者の合同においてクラブ運営に関する介入の一切の行為を禁止します。

第 26 条 (個人情報保護法)

申込みの際の個人情報は、本事業業務以外の用途には使用いたしません。

第 27 条 (細則)

本規約に定めてない事項、業務上必要と認められる細則は本クラブがこれを定めます。

第 28 条 (改正)

本規約の改定・変更等は本クラブの定めるところとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第 29 条 (附則)

本規約は 2008 年 4 月 1 日より施行
2008 年 10 月 1 日 改正
2009 年 7 月 1 日 改正
2010 年 12 月 1 日 改正